論説

定額人頭配賦型貢租制度と宮古・八重山悲惨の要因

高松国税局長

中川正晴

INTRODUCTION

人頭税については、一般にはまだまだ「俗説」が流布している。明治期の人頭税廃止以来、その過重さ・島民の悲惨さが強調されてきたが、従来の「郷土史」研究では、それは宮古・八重山の特殊事情と考えられ、その矛先はもっぱら島津支配と王府に求められてきた。しかし、今日では多数の歴史家により、こうした「特殊性」を普遍的な歴史過程の中で理解しようとする立場からの研究が進められ、ここ 20 年くらいの間に人頭税の理解が大きく変化してきている。

本稿は、人頭税研究についての新しい成果を紹介するものとして意義あるものである。 著者の更なる研究を期待したい。

(税大ジャーナル編集局)

	目 次	
1 2 3 4 5	じめに 古琉球の貢租 琉球王府と宮古・八重山の関係 薩摩藩侵略以降の貢租 先島における悲惨の要因 薩摩藩の内情 まとめ	59 64 65 71 75

はじめに

「生活の悲惨実に名状すべからず、これまったく重税負担の致すところなれば人頭税を廃して地租に改め、役員を減じて島政を改革せられたしとの趣旨にして貴族院は願意の大体は採決すべきものと議決致候因って議院法第六十五条により別冊送付候也」

この文書は、明治 28 年 2 月 26 日、宮古島農 民から提出された請願を貴族院が審議し、可決 の上、貴族院議長徳川家達公爵から内閣総理大 臣伊藤博文に対して送付された意見書である。

ここに人頭税廃止に向けた作業が開始され、 宮古・八重山における土地所有権の処理などが 実施された上で、明治 36 年 1 月 1 日以降人頭 税は廃止された。

これに先立ち、明治28年1月12日貴族院は、 曽我祐準子爵提出の「沖縄県県政改革建議案」 を可決し、衆議院では同年1月16日全員一致 で宮古島民の請願を採択している。

「人頭税」=酷税、悪税のイメージがつきまとう。特に明治維新後も旧慣温存政策のため 30 年以上も存続し、宮古・八重山島民を苦しめた事実がある。

人頭税の研究は、地元沖縄県の学者、歴史家等によって深められつつあるが、行き着く先は古琉球の王朝の土地制度、カナイやミカナイとよばれる貢納制度、さらには王朝による宮古・八重山支配の構造などの分析が必要であり、あるいは大津波などの自然災害、マラリヤ禍、飢饉などの要素が加わったため、島民生活の悲惨さが増幅したと考えられ、人頭税イコール島民生活の悲惨という、単純な捉え方は表層的かつ

情緒的であり、いくつもの要素を考慮し、時代 の経過も念頭に入れて検討されるべきものと考 える。

人頭税に関連する税務大学校の論文としては、大村巍氏「八重山の人頭税―沖縄・八重山租税史紀行」(税大通信 54.3.1) や松尾健司氏「極限のいしぶみたち」(税大通信 58.3.1)があるが、最近の研究によって明らかにされてきた事実も多くなっており、今一度人頭税とその周辺を琉球王朝の歴史の中で見てみたいと考えるものである。

ただ、琉球の古文書などを入手・読解する 能力もないため、最近の研究者の方々の研究成 果を参考にしつつ、整理を試みたものである。

1 古琉球の貢租

(1) おもろさうし

古琉球の貢租については、『おもろさうし』の中に「かなひ」「かまゑ」などと表記される古語があるとされ、『おもろさうし』8巻の54には、その注記があり、「上納のこと。むかしはつかかなひと申て人の頭の程に稲一たはりつゝ上納有たるよしなり」と記されているとのことである¹。

ここに「人の頭程の(大きさの)稲一たはりつゝ上納」と注記されているように、時代は不明であるものの、古琉球において上納の単位は、人の頭ほどの大きさの稲束であった。

「一たはりつゝ」とは、一人当たり一束を指しているから、この貢納を税ととらえると、まさに人頭税が浮かび上がる。

黒島為一氏は、「稲一たはりは古琉球のある

一定の段階の一人当たりの貢租額を反映してい るものと考えるべきであろう。」とし、「本来の 意味は、『米、麦、粟等の初穂の神への捧げ物』 であったであろう『かない』には、派生した多 数の意味一例へば①米、麦、粟等の初穂の王府 への捧げ物、②貿易権を集中、独占化した王府 からの鉄、磁器等を買い入れる際の対価として の穀物、③物と物を交換する際の対価、④小作 料等一が存在している。本来の意味での『かな い』は、すなわち神への捧げ物は人口割で準備 されたであろう。そして『おもろさうし』の第 八巻の五十四に注記する『かない』は、派生し たところの①米、麦、粟等の初穂の王府への捧 げ物から、その額を増しながら貢租の意味へと 転化した。王府への貢租は、人頭税による賦課・ 徴収であったことを物語る。」としている2。

収穫の後、神への感謝として、収穫の一部を 神前に捧げる風習はかなり古代から行われてい たことは容易に想像できる。ただ、一足飛びに 古琉球の王朝時代において、この風習が王府へ の貢租に転化したと断言するのはやや早計な感 がある。

(注) おもろさうし: 奄美・沖縄諸島に伝わる古歌 謡。(おもろ) ほぼ 12 世紀から 17 世紀ごろにわたって謡われたと考えられる。これを首里王府で採録し冊となしたのが『おもろさうし』(全22巻)で、沖縄で最古の歌謡集である(沖縄タイムス社『沖縄大百科事典(上)』619 頁(沖縄タイムス社、1983))。

(2) 豪族分立から統一王朝へ

琉球の歴史書では、天孫が島々を作り王統を立てたという神話時代に続き、12世紀の舜天王統、13~14世紀の英祖王統へと続くとされる。次の王統を立てた中山王察度は、明の太祖の招諭を受け、明へ進貢を行っているが、この時代は北山、南山が並立する三山時代であり、尚巴志が北山、南山を逐次滅ぼし、1429年に全琉球を統一して第一尚氏王統を立てた。1470年以後は尚円王による第二尚氏王統となり、明治まで続く。

途中、第二尚氏七代目尚寧王時代に薩摩の侵略を受け(1609年)、薩摩による支配とともに幕藩体制の中へ組み込まれた。

このような歴史の過程を経る中で、農作物の

収穫の一部を神に捧げる風習は、まず各地域に グスク(城)を構えて分立していた豪族の戦備費 用や祭司等のための「カナイ」(漢字では叶)と して捧げられ、又は強制的に徴収されたであろ う。

(注) 琉球では、政治体制の中に宗教を組み込んでおり、近世においても「ノロ」と称する神女が 王府によって各地の公職として任命され、給地 が与えられていた。彼女たちに捧げられる農作物は「ノロかない」とよばれる。

一方、琉球を考えるとき、常に中国を視野に入れる必要がある。中国の『元史』列伝に、1291年と1297年の二度にわたって、服属して来ない「瑠求」に兵を送ったが、130人余の捕虜を得て引き揚げたという記録がある3。このことから、中国元の時代には琉球から朝貢を行っておらず、正式な交流がなかったことが窺える。

(首里城や浦添城跡等各地から南宋時代から明元時代の青磁や陶器が発掘されており、正式ではない対中国貿易は古くから活発に行われていたと推測できる。)

(注) 「瑠求」が現在の沖縄であるとの確証は無いが、『中山世鑑』などの正史は、琉球とみなして記述している。

日本における元寇は、1274年文永の役、1281 年弘安の役。

14世紀に入り明の時代となって、三山鼎立時代の琉球から中山・察度王(1372年)、山南・承察度王(1380年)、山北・白尼芝王(1383年)と、相次いで明に進貢している。後の進貢船の経路等から見て、当初は泉州、のちには福建へ到着し、使者は当初はその首都南京まで皇帝拝謁に向かい(後に首都は北京となる)、半年程度滞在して琉球へ戻って来たと考えられる。その間に当時の世界の最先進国であった明の文化、制度についても学んだことは想像に難くなく、税制についても明王朝の制度を手本にしたと考えるのが自然である。

当時の明の税制は、土地台帳(魚鱗図冊)・戸籍兼賦課台帳(賦役黄冊)により、里甲制を運営して徴収していたことは、教科書的に知られている。すなわち、田祖としては、夏税・秋糧を徴収し、一般民戸には里甲正役(里長・甲首の役職にあたること)と雑役(官庁の諸雑役、地方の治安維持、租税の徴収や輸送にあたること)

を課していた。

(注) 明は、その後の貨幣経済の進展により、搖役 も徐々に銀納化し、やがて 16 世紀の「一条鞭 法」として、田賦と搖役が一本化されて銀納制 となる。

(3) 琉球における地割制

琉球の土地制度の特徴の一つに「地割制」がある。

梅木哲人「近世農村の成立」4によれば、「沖縄の地割制は、沖縄の特別な村落で行われていたというのではなく、沖縄のほぼ全体で行われていて、この上に王府権力がそびえ立っていたのである・・・・地割制は、村の耕作片をいくつか組み合わせて『一地』を作り、これを地人の年齢・性別に応じて配分するものである。」とある。

そして配分の方法は、「村の耕地面積の生産力を評価し、利便性も考慮して、上・中・下にグルーピングする。ほぼ同一の評価を与えられた土地のグループごとに、それをいくつかに等分する。これで筆界が決まる。次に『地』又は『分』と呼ばれる単位を設けるためにそれぞれの村が自身で総地数を決定する。・・・それは一筆ではなく、上・中・下の各種の土地数筆がセットされて1地となる。他方で、年齢や性別で計測された各家族の労働力の量によって、家族ごとにその土地を配分するが、貢租の負担額はその割り当てられた『地』の数にほぼ比例することになるとされる。」5

したがって、「沖縄の農村は、本土の近世集落と違い、一定の持ち高を持った本百姓から成るというのではなく、地割制に参加している地人から成る。」「このような土地制度は農民の私的な占有の面が弱く、地人全体で保有していることになる。」

また、その起源についても、原始の土地共有制を起源とする説のほか、「このような土地制度が権力で上から政策として行えるとは考えにくい」6とされ、古琉球時代つまり薩摩藩による侵略や同藩による検地以前からの土地制度と考えられている。

(図1参照)

この地割は、村によって異なるが、1年~30年の年限が設けられ(10年前後の年限が多いと

される)、地割のやり直しが行われていた。これらは王府権力の指示によったものでなく、村ごとに、いわば自主的に行われていた。「地割は旧藩庁において全く干渉せざりし」、「全く当該村の自治に一任したるの状態」とも表されている。

地割制の意義については、次のように説明されている。「(頻繁な旱魃や台風などの)災害は、石高制成立の前提となる諸条件(地目・面積・地位・反収などの安定性と個別農民の営農=年貢負担能力の確立)の成熟を困難にするとともに、(中略)石高制は生産と分配の機軸的な制度として機能することができず、また土地所有権の成長を促すようなものとして定着することはできなかった。」8つまり、自然災害が恒例化している琉球では、固定的な土地保有は貧富の極端な差を招くため、共同体的結合によって危険を分散するという本来的意義を持っていたといえる。

(4) 地割制と貢租

明治中期の県の調査書『沖縄県旧慣租税制度』は、薩摩藩侵略以降の琉球の租税制度について、薩摩藩は、検地の結果として総草高8万9,086 石を琉球国王の知行とし、これと同時に薩摩への年々の進貢の物品とその数量を定めたと記している。

同時に次のように記載して、琉球王府が本土 各藩とは異なる対応をしたことを明らかにして いる。

「右知行高ノ定マルヤ藩庁ハ従来徴収シタル米及雑穀ノ納額ヲ各村ノ草高ニ割賦シ高一石ニ対スル税率ヲ定メタリ蓋シ検地ヲ為シ検見ヲ行ヒ然ル後ニ石高ニ対スル税率ヲ定メ貢納ノ額ヲ得ルハ普通ノ順序ナリ然ルニ当時ノ取扱ハ之ニ反シ貢租ノ額ハ検地以前ノ儘ニ据置キ之ヲ石高ニ割付シテ税率ヲ算出シタルモノトス其結果各村各地区々タル税率ヲ見ルニ至」ったと9。

また、代押入(税率)の項では、「旧藩税制ニ 於テ適当ニ税率ト称スル所謂代押入ナルモノハ 慶長ノ検地ニ由リテ各村田畑ノ高ヲ定メ此高ヲ 以テ以前ヨリ徴収シタル納額ヲ除シテ定メタル モノニシテ・・・・・其ノ最高最低ノ間ニ於テ ハ千差万別豪モ一定ノ区分ナシ蓋シ初メヨリ税 率ヲ定メテ納額ヲ算出シタルニアラズ従前ノ納 額ヲ高ニ割付クルノ方法ヲ取リタル自然ノ結果 ナリ」10とされる。

つまり、琉球王府は、薩摩藩の検地の後も貢 租の全体額を変更することなく据え置いたとい うのである。さらには薩摩藩への報告の必要性 からか、検地の石高と従来の貢租額とを勘案し て税率を逆算しており、その結果各村、各地で 税率はバラバラになった。

ここで明らかになるのは、「各村各地」で「区々タル税率ヲ見ル」とあるように、薩摩藩侵略以前の古琉球の課税単位は、本土各藩の本百姓への年貢の掛け方と異なり、個人所有の土地の石高に率を掛けるのではなく、「各村・各地」ごとに貢租額を決めていたということである。そして薩摩藩侵略以降の近世琉球王府もこれを変更しなかったということであり、他の各藩が行っていた「代掛け」のように見せかけたに過ぎない。

他方、先に見たように、各村、各地では独自 に農民の労働力(年齢・性別等)を勘案の上決め た地割に従って収穫し、各村・各地ごとに決め られた貢納額を上納していたものであるから、 琉球王府の貢租制度も人頭税の一つであると言 える。

なお、久米島に残る文書に「田畠模合仕 頭 配分二而持来候故 名寄帳表地境竿境致忘却罷 在候付」とある(1746年)11。ここでは、(二 つの村が)田畠を模合(共有)してきており、頭 配分によって持ち来た(占有・耕作して来た) ので、(慶長検地の際作成された)名寄帳の土地 の境、測量上の境を忘却してしまったと言って いる。つまり、ここでも土地を「頭」配分して 耕作していて、しかも固定的でなく、永年の間 に地割が行われ、検地で定められた名寄帳は現 実の耕作や貢租の基礎とはされていなかったこ とを示しており、薩摩藩が琉球を幕藩体制に組 み込み、検地をして「代掛け」を目論んだとし ても、琉球では従来通り、地割による「頭配分」 によって耕作し、貢租の基礎としていたことを 物語っている。

琉球王府の貢租制度は、先述のとおり「人頭税」を基本とするとみるのが妥当であることがこれでも分かる。

『沖縄県旧慣租税制度』がその冒頭で、「本県の 地租は」として、本租・・(1)本島及離島ニ於ケ ル代掛地租(2)両先島定額人頭配賦税(3)久米 島折衷地租と三分類したものの、結局その実質 は琉球全土で人頭税方式の貢租制度であったこ とを自ら明らかにしているのは述べた通りであ る。

(注) 村・地という概念は、琉球では、「間切」(「くに」とも言う)(現在の市町村)あるいは「シマ」・「村」(現在の字)とよぶものであり、間切やシマ・村が課税単位であり納税義務者であった。

人頭税廃止に向けて明治 26 年内務省から調査のため派遣された一木書記官の報告書には、次のように記載され納税者は「村」・・間切であるとしている。

「一個人ヲ以テ納税者ト為サゝルコト 百姓 地ノ分配ハ村内ノ協議ヲ以テ之ヲ行フカ故ニ土 地ニ対シテ賦課スル租税ハ村ヲ以テ納税者トシ 個人負担ハ村内ニ於テ更ニ定ムル所ニ任セ リ・・・・要スルニ村ヲ以テ納税義務者トスル ノ制度ハ百姓地分配ノ制度ト相関連スルモノ」12

(5) 人頭税先島固有説の誤り

人頭税は、宮古・八重山に特有の税といった 理解が一般的であり、大村巍氏(前掲税大通信) も、次のように記述している。

「八重山の人頭税が何時頃から課税されたかについては、諸説があるが、寛永十四年(1637年)の琉球王府による改租によって、確立されたことはほぼ明らかである。沖縄の全島は、慶長十六年(1611年)、薩摩藩の手による検地を基礎として、本土と同じ石高課税を行ったが、寛永十四年に至って、何故か宮古・八重山の両諸島のみ区別して、人頭税が課税された。」

このように理解された主たる原因は、(4) に 引用した調査書『旧慣租税制度』がその冒頭で 「本島及離島に於ける代掛地租」「両先島定額人 頭配賦税」と分類したことにある。同書がその 直後に検地前の貢租額を検地後も変更しなかったと記しながら、見せかけの「代掛け」をそのまま額面通りに分類したという矛盾を犯しているためである。

「沖縄の全島は・・・検地を基礎として、本 土と同じ石高課税を行った」というのが誤りで あることは先述のとおりであり、「何故か宮古・ 八重山両諸島のみ区別して」というのも琉球の 貢租制度の基本が人頭税である以上、宮古・八 重山が人頭税であったとして何ら不思議はなく、 特別に区別しているということは当たらないことになる。

なお、安良城盛昭氏は、「人頭税は両先島に限られているというのも、間違った見解であります。本島においてもまた人頭税は、廃藩置県つまり琉球処分の時期までは、貢租徴収の基本的な様式だったのであります。」、これは「様々な文書から確認することができるのであります。」「本土であればある村を取り上げるときには、何石の村として問題になるのですが、沖縄では『頭数』つまり人間が何人いるのか、というのが常に問題になっているのであります。」とし、1690年の評定所の『僉議』が諸間切の村々につき、石高ではなく各村の『頭数』を問題にしているのは、「人頭税が貢租徴収の基本様式であったからにほかな」らないと述べている「3。

(注) 安良城氏が、確認できる「様々な文書」としてあげるものの一つに、『具志頭間切御手入日記』(文久元年1861年・王府に対する報告書の様なもの)がある。

その中で「十一月二日」の項に、「今日迄に田 畠惣御竿入相齋候事」とあり、検地が終了した こととあわせて、例えば

「具志頭村

持地百八十地 壱地に付八斗四升一合五才宛 一 米雑石百五十一石二斗九升四勺 但現頭五 百三十八人 一人に付二斗八升一合三勺九才 宛」とある。

以下、間切内の各村の「現頭」数、一人当り 収穫量が記載されていて、本島でも「頭」配分 であったことが強く窺われる¹⁴。

(6) 地割の対象地

地割りの仕組みを少し細かくみると、百姓の生計維持と貢租納入にあてられた「百姓地」(真人地=まびと地)のほかに、琉球の特徴として、「地頭地」、村役人に与えられる「オエカ地」(掟地=おきて地、殿原地=とのはら地)、ノロに与えられる「ノロクモイ地」がある。地頭・村役人・ノロは、いずれも王府から任命され、同時にこれらの地を給されていた。

地頭・村役人・ノロなどは、自ら耕作はしないので、これらの地も百姓が耕作にあたることになり、一人の百姓が耕作する土地は、「百姓地のうち生活にあてるためもっぱら芋を植える土

地」「百姓地のうち貢納にあてるため米・麦・栗・大豆・さとうきび等を植える土地」「地頭地」「オエカ地」「ノロクモイ地」を対象として、それぞれを上地・中地・下地に分け、これを年齢・性別で労働力の程度によって一部づつを組み合わせた「一地」をいわば分担することになる15。

(7) 役人への給地

王府が役人に対してどのように土地を与えていたかを見みるには、次のような辞令書が参考になる。

「しよりの御み事

みやきぜんまぎりの よなみねのさとぬ しどころ

- 一 六かりやたに四十九まし しよきたは る又もくろちかわはるともに
- 一 百四十ぬきちはたけ七おほそ やたう はる又ひらのねはる又はなはる又さき はる(中略)

又よなみねの四十五ぬき かないの大 おきてとともに

一人たまぐすくの大やこにたまわり申 しよりよりたまぐすくの大やこ方へまい る」¹⁶

読みかた

「首里の詔

今帰仁(なきじん)間切りの里主所 (その内訳)

- 一 六かりや(単位)田に四十九まし(単位) しよきた原、もくろちかわ原(該当す る田の所在地の字)
- 一 百四十ぬき (単位)畑七おほそ (単位) やとう原、ひらのね原、はな原、さき 原など (該当の畑の所在地の字) 又与那嶺の四十五ぬき (単位) かな いの大掟とともに
- 一人玉城の大屋子に賜り申し候 首里より玉城の大屋子方へ参る」

(万暦二十年・1592年)

この辞令は、王府から玉城(たまぐすく)の大屋子(玉城地区の地頭を表わす職名)に対して、今帰仁間切の一定の収穫量の田と畑、及び与那嶺地区の四十五ヌキの大掟かない(税収)を与える旨が記載されている。

他の辞令では、与えた田畑について貢租を

「おゆるしめさる」という記載があるものも有り、玉城の大屋子の給された田畑については免税されてないことが分かる。

先述のように貢租額は間切単位で決められていたので、玉城の大屋子の土地も貢租の対象となる田畑であったと見られ、また、この辞令には百姓の使役が許される旨の記載がないため、百姓に耕作させその収穫の三分の一は百姓が受け取ったと考えられる¹⁷。

なお、宮古島の下地の大首里の大屋子(総地頭に相当する職名)に与えられた辞令書では、田畑のほかに1年に1人「三すかまづゝ」の夫遣を許す旨、及び「いろいろのみかないは御よるしめされ候」として税は「ゆるす」すなわち賦課しない旨が記載されている(万暦二十三年・1595年)18。

(注)「地頭地」や「おえか地」のみかない(貢租)は、1691年に王府が示した「仮令」(たとい=凡例)に、その土地の収穫の約1/3を公儀上納、1/3を百姓仕得、残りを地頭仕得と配分を決めている19。

また、「すかま」とは、労働力の単位であり、 三すかまづゝとは、「3人日づつ」の意味である。 玉城の大屋子への辞令書(1592 年)も宮古島の 下地の大首里の大屋子への辞令書(1595 年)も 形態は同じであり、かつ、いずれも薩摩藩の侵 略(1690 年)以前のものである。

このことから、薩摩藩侵略以前から宮古・八 重山を含め古琉球全体で同じような貢租制度が とられていたと推察できる。

2 琉球王府と宮古・八重山の関係

(1) 古琉球における王府との関係の概略

①宮古 14世紀後半の宮古島では、群雄割拠時代を統一した目黒盛豊見親と、宮古から首里に渡って察度王に仕えた後、宮古の首長に任じられた与那覇勢頭豊見親の二大勢力があった。両派は仲宗根豊見親のとき合一がなり、琉球王朝第二尚氏・尚円王から宮古の首長に任じられて統一政権を確立した(1474年)20。

この間、与那覇勢頭豊見親がはじめて中山へ 朝貢している(1390年)。

②八重山 15世紀後半の八重山では、石垣島のオヤケアカハチと長田大翁主の二大勢力のほか、西表島、波照間島の勢力や与那国島の女首長サ

ンアイイソバなどが乱立していた。その中で、オヤケアカハチ(もう一人ホンガワラと言う人物と二人の説が有力。)が勢力を広げ、西表・波照間の首長が協力を拒否したためこれを殺害するなど他の勢力と激しく対立した。オヤケアカハチと対立する宮古の仲宗根豊見親は、オヤケアカハチの謀反を琉球王府へ注進。

王府は、3 千の軍勢を派遣し、仲宗根豊見親の先導、地元長田大翁主の案内で攻め入りオヤケアカハチを征討した(1500年)。この間、王府の歴史書『球陽』では、オヤケアカハチは3年間貢をしなかった旨が記されている²¹。

その後、与那国も平定され(1522年)、王府の版図となった。

③当時の王府 1477年に即位した尚真王は、以後 50年間王位にあり、『球陽』によれば、「務めて治に精く百僚職を分ち群臣官を授く、簪に金銀を以てし、冠に黄赤を以て貴賎上下の分を定む」「三府及び三十六島に令して重ねて経界を正し、税を定め貢を納めしむ」とある²²。

尚真王は、中央集権的支配体制を目指し、各地の有力按司(豪族)を首里に住まわせ(集居)、地方には大首里大屋子、首里大屋子、夫地頭、大掟などの役人を任命してその管理にあたらせ、版図を王府の支配下に置いた²³。

尚真王が「税を定め」たといい、それも「三 府及び三十六島に令し」たと言うのであるから、 それ以前は琉球本島を含めて定まった貢租制度 はなく、各地域からの朝貢の形ではなかったか。

王府と宮古・八重山の関係も、先にみたように、当初は朝貢関係という緩やかなもので始まり、尚真王時代それもオヤケアカハチの乱以降に、以下のように戦の功労者を王府組織の中に取り込み、直接支配関係を創り「税を定め貢を納めしむ」という関係になったと見られる。「三十六島」とは、「久米三十六姓」「閔人三十六姓」と使われるように「多数の」という意味であろうが、王府の直接支配に入った宮古・八重山も含まれると考えるのが自然である。

同乱のあと、王府側に付いた面々はそれぞれ、宮古の仲宗根豊見親が宮古の頭職、長田大翁主が首里の大屋子職、西表、波照間の首長(子孫)もそれぞれ大屋子職・与人職等を与えられている。このことは、宮古・八重山の面々は、琉球本島にあるのと同じ名称の地方官人職を与えら

れて、顕彰されると同時に、一方では琉球王府 への忠誠を誓い、地方官人として版図に組み込 まれて王府の制度の中へ入って行ったものであ る。

ただし、琉球の島々は島ごとに自然環境が異なり、米作ができる島、できない島など区々であり、王府の制度の中とは云え貢納の産物等は同じというわけではない。

(注) 名護市内にヒンプン・ガジュマルと呼ばれる 古木があり、その木陰に「三府龍脈碑」が建っ ている。1750年に建てられたこの碑には、「わ が琉球の地理は万山一貫し三府四十一県(当時 の間切数か)・・・虎伏龍蟠の勢をなす」とあり、 この地勢を不用意に開削すると、龍脈を絶ち雄 勢を失うという趣旨の文言が彫られている。三 府とは、琉球本島を指すことが分かる。

(2) 宮古・八重山懲罰的課税説について 大村巍氏は、次のように述べている。

「何故か宮古・八重山の両諸島のみ区別して、 人頭税が課税された。この理由についてははっ きりしないが、1500年頃に石垣島を中心に起こ されたオヤケの赤蜂の乱の抑制に、王府が手を 焼いたことと無縁ではないと思われる。(中略) 人頭税の課税は、この乱を契機として、二度と このような乱を起こさないよう懲罰的ないし圧 迫の意味があったと思われる。」(前掲税大通信) この宮古・八重山懲罰的課税説には疑問があ る。①八重山の一部 (大浜地区)の豪族に過ぎな かったオヤケアカハチとその他の八重山勢力 (王府への忠誠を志向する勢力) の対立であっ た乱を八重山全島の人民蜂起のように捉えてい ないか、②宮古島にも八重山と同様な人頭税が あったことも懲罰的と捉えなければならなくな るが、宮古島は、王府に進んで協力したのであ るから、むしろ逆に考えなければならないので はないか、③宮古島もオヤケアカハチの勢力圏 にあった、ないしは宮古人民もこれに協力した 事実は認められず、少なくとも宮古島について は別に考えるべきではないか。かつ、宮古と八 重山では言葉が大きく違うなど別個の文化圏で あり、一括して捕らえるのは問題が多い。

尚真王が中央集権を進める過程と平行して 宮古・八重山を含む「三十六島」にも「税を定 め貢を納めし」めたものであり、その方法は宮 古島・八重山の地方官人への辞令に見られると おり、琉球本島と同様のものであった。そして、 琉球の貢租制度は元来人頭税の性格をもつもの であるから、宮古・八重山固有とは言えず、オ ヤケアカハチの乱に起因する懲罰的課税という ことは考えにくいのである。

3 薩摩藩侵略以降の貢租

(1)「人頭税」と「頭懸」

「人頭税」が人の所得や資産ではなく、人の 生存や居住自体を課税単位として課税する方式 の租税を指す一般概念であり、世界の各地にも かつて存在したことは広く知られている。

一方、宮古・八重山の「人頭税」と呼ばれるものについては、その概念が一般的人頭税を言ういうのか、この地域固有のものを言うのかが明確でないことからくる混乱がある。つまり、「日本本土にはなく、琉球の本島にもなかったのに、宮古・八重山には(世界的に見れば過去に他国にもあった悪名高い)『人頭税』なるものがあった。」と言う場合、一般的概念の「人頭税」なるものがあった。」と言う場合、一般的概念の「人頭税」は琉球本島にもあったし、むしろ琉球王府本来の貢租制度が人頭税であったのであるから、この一般的概念の「人頭税」が宮古・八重山だけで実施されていたということはできない。

次に、同じ「人頭税」でも宮古・八重山には 特別なバリエーションの人頭税があったのか と言う問題がある。

本島とは別の制度があり、これを「人頭税」ないし「人頭配布税」と捉えているのが前出『旧慣租税制度』であり、その起源を薩摩藩の侵略以後に求めている。宮古島について、慶長検地から寛永 13 年 (1636 年)までは本島と同じ「代懸」であったが、「然ルニ寛永十三年人ロノ調査ヲ為シ翌十四年ヨリ人頭ニ賦課スルコトトナシタリ」24として、1637 年を起源とした本島の「代懸」とは異なる「人頭配布税」が設けられたと言うのである。

しかし、「本島の代懸」とは言うものの、これは「薩摩藩への出米・出銀や王府への公儀上納の賦課基準として、意味をもったに過ぎない」25もので、「石高は『薩摩藩―王府』関係においてのみ意味があったのであり、『王府―地方』に

は適用されなかった」26いわば形式的なものであったのを、『旧慣租税制度』が宮古・八重山に1637年、独特の「人頭配布税」が新設されたとする根拠は、1728年頃編纂された『御財政』(王府が自らの財政状態を正確に把握するため作成したもの)27の記述「崇禎九丙子年 御当国始而人数改有之 其翌年頭懸之配当有之」28つまり、1636年の人口調査の翌年1637年から「頭懸之配当」をした旨記載されていることに影響されたと考えられる29。

『御財政』は、「御当国始而 人数改」をしたというのであるから、琉球全土で人数改めをしたものであろうが、黒島氏は、当時全沖縄レベルで幕府のキリシタン禁止令を背景とした宗門改めが行われたもので、「両先島に限定された人数改めではなかった。しかし、『御財政』は全沖縄レベルで行われた宗門改めを両先島レベルの人数改めに矮小化し、それを頭懸による賦課のための準備作業とみなした。」と『御財政』の認識誤りを指摘し、「宮古・八重山に限定して1637年からの人頭税を賦課するために行った人数改などではなかった」としている30。

ただ、同時に引用している『八重山島年来記』では、「手札改め始まり。並びに御仕置の御使者として、三司官の浦添親方」ほかが下島した旨の記載があり、人数改めと御仕置即ち税制度の改正等を含む何らか別の行政目的を持って来島し、同時に実施した可能性があり、この三司官の来島によって、税について何らかの変更があったとしても、不自然ではない。

(注) 黒島氏は、1636 年は八重山キリシタン事件 の関係者が処刑された翌年にあたるとして、 キリシタン関係の用務があったことを示唆し ている³¹。

『御財政』は、「御当国始而人数改」と全琉球で初めて人数改めをしたというが、すでに古琉球時代から間切ごとに地割制があり、人数は把握されているのであるから、人数把握だけの目的で改めて人数改めを実施する必要はなかったと思われるので、王府として宗門改めを主たる目的とする人数調べを初めて行ったという意味ではなかろうか。

先述した宮古の大首里の大屋子宛の辞令書では、1595年の時点で、1年に「一人三すかま

つゝ」を与えている。このことはすでに王府が 宮古の間切についても「頭懸」を行っているこ とを示しており、同時に現地の人数を把握して いないとできることではないからである。

一方、「其翌年頭懸之配当有之」としているので、この時から初めて「頭懸」方式を採用したかのようにもとれるが、宗門改めの結果王府自身がこれまでより詳細な人別データを持つことになったであろうから、これを契機に従来の貢租内容に修正を加えたと考えることもできる。「頭懸之配当」とはこの人数改めを機に「人頭税」という貢租の方式を導入したということではなくて、素直に貢租の内容(対象品目や量)に変更を加えた、つまり新たな「配当」を定めたと考えるべきではないか(同旨32)。

- (注) 「代懸け」について、『里積記』は「しかれども、代定之儀、御当地御製法ニて御座候。右代作り様ハ 慶長御検地以前之上納と田畠共村々慶長之御高を以割付御定メ被置候。田方七斗五升六合より弐斗壱升迄 畠方弐斗五升より九合迄段々高下有之候」33として、代懸は琉球で独自に作ったものであること、「代懸け」の作り方は検地以前の上納から逆算したこと、従って率はバラバラに決めたことを明らかにしている。「代懸け」が形式に過ぎないことを認めている。
- (注) 明治28年の『沖縄県旧慣租税制度』に先立 つ、明治26年頃の『宮古島取調書』(現地勤 務役人が在野の先輩に宛てた報告書34)には、 「寛永五年度ノ地租ヲ其ノ儘据置 翌六年度 ョリ人頭税被改」とある35。

なお、1637 年人頭税起源説に対しては、 1628 年に 21 ヶ条の「掟」が八重山に出され、 その中に例えば「一 から苧畠、男頭数二五 畝ツゝ作立、女衆二相定候上布・布可使用申 付候事

一 胡麻、男頭数ニ五升ツゝ定納相定候。若 無之時ハ、栗六升ツゝうけ取可有事。」など四 か条に「頭数」による貢租の徴収形式が記さ れており、1637年に初めて「頭懸」方式がと られたのではないとする有力説がある36。

(2) 薩摩への上納

1609年琉球を侵略した薩摩藩は、掟15ヶ条をもって、薩摩が指示する品目以外、明と

の交易を禁止するなどの事項を琉球王府に 指示した(慶長16年・1611年)³⁷。

これとともに、次のような要求をした。 「慶長拾六 御国元江上納之諸雑物員数付 御手形乃事

沖那波 けら満 与部 伊笹名 伊江 となき嶋 粟国嶋 久米嶋 やゑま嶋 宮古嶋

右嶋々より毎年被相納物数之目録

- 一 ばせを布三千反
- 一 唐苧千三百斤
- 一 上布六千反
- 一 綿三貫目
- 一 総百房なまし 但長六拾尋ツツ
- 一 黒綱百房なまし 但長六拾尋ツツ
- 一 筵三千八百枚 内三百枚ハ長筵
- 一 牛之皮弐百枚
- 一 下布壱万反 以上 慶長拾六年辛亥九月十日(以下略)」 (『里積記』38)

薩摩藩は、布を中心とする特産物を要求し、 その納入については次のように指示している。

「慶長十七年壬子御国元より諸雑物少々ハ 御用次第上納可仕由 且又米積之船之儀ニ 付御手形之事

- 一 其元より細物色々ニて上納之儀難成之 由候 少々ハ被相納其外難成算用次第 何色ニても可有上納之事
- 一 米積船之儀ハ其方より如承候申渡候事 (以下略)」(同上)

(特産物の上納が困難のようだが、少しはこれらを納めて、その他は算用に合うものであれば、何で上納してもよい。米を積む船は、そちらから伺いがあった通りでよい。)

慶長十七年(1612年)の上記文書には、「米積船」とあり、当時から米の上納があったように記されているが、薩摩藩への米の上納(仕上世米・しのぼせまい)については、以下の通り説明するものがあり、薩摩支配の開始当初から米の上納が行われたかについては、不明な部分がある。

「仕上世 普通首里王府から送り出す薩摩 への上納物のことをいうが、宮古・八重山から の王府への上納物もそうよぶ。(中略) 開始当初 は<上木・上草の納め>といい、布・綿子・筵・網などで、米は納めていない。しかし現品が集まらないということで、1615年からは代わりに銀32貫目となり、1617年からは銀子753貫845匁ほどを命ぜられたが、米で代納してもよいこととなって仕上世米が始まる。1629年から本出米と賦米は定例となる。それ以後、貢租のうちの貢米を仕上世、あるいは仕上世米とよぶようになった。」39いずれにせよ、薩摩藩は琉球国の生産高を大まかに石高で算出し、これに基づいて当初は芭蕉布その他の特産物の上納を命じ、1617年以降は、一石当り8升1合の本出米と賦米・牛馬銀出米などの出米を命じた40。

(3) 薩摩藩による盛増及び元文検地

1609年の慶長検地により、琉球王府の石高は89,086石とされたが、1629年宮古島の石高に誤りがあったとして、約6,000石が減額され、83,085石に修正された。

薩摩藩は、1635年に自領内を検地し(寛永内検)、その増えた分に応じて琉球に盛増(もりまし)を命じ、草高6,119石、上木高1,679石を追加して計90,883石とした(寛永の盛増)。

(注) 薩摩藩は、1635 年徳川幕府から、軍役などの負担の基準となる「御朱印高」を薩摩・大隈・日向で60万5千石、奄美諸島を含む琉球国は10万3千7百石と査定されたが、現実は「御朱印高」には不足を生じていたため、石高を改める必要に迫られ、琉球に対しても「御朱印高不足之由ニて盛増」を求めたものである41。

次に 1722 年、薩摩藩は琉球王府に対して検地が数十年行われていないから検地をするよう指示してきたが、王府はこれに抵抗し、「冠船以来物入有之 其上近年災厄打続 百姓致困窮候故」との理由や、検地のために大勢の人員を派遣しては困窮の百姓に痛みを与えることなどを理由に 4~5 年延期するよう嘆願したが、(薩摩藩指摘のように)新開地等もあり、寛永の盛増の半分を追加することにした(享保の盛増)。

ただ、王府は交渉によって、盛増の実施を 1729年まで延期させている。

二度の盛増により、約1万1千石程度が増石 されているが、修正後の慶長検地高と比べ13% 程度の増加にとどまっていた42。

(注) 盛増の影響としては、1629年に御賦米として「1石につき1升1合」を賦課。

1635 年、牛馬出米として、「1 疋につき銀 2 分 5 厘」のちに代米「1 疋につき 1 升 9 合余」 を賦課。

1729 年、新盛増出米として「1 石につき 4 合 7 勺余」を賦課など43。

薩摩藩が指摘したとおり、1662年の同藩による仕明(新田開発)の許可以降、仕明地や集落の増加とともに間切の増設、地頭地の編成が進んだ4。

こうした背景の中、先に享保の検地を拒否した蔡温は、三司官に就任後、長期間(1737~1750)かけて検地を行ったが、その結果は「田畑共反別ニ非常ノ増加ヲ見ルニ至リシモ本租ノ外種々ノ附加税ヲ課シ農民重荷ニ苦ムモノ多キヲ以テ暫ク其ノ実施ヲ猶予シ後チ遂ニ実行ノ機ナクシテ廃藩トナレルニ至レリ」45と、現実化しないままとなった。

この間王府は、下級士族や士族の二男三男に 農耕を勧め、農民の模合仕明地(共有の新開地)、 間切仕明地などを小作させるようにし、仕明地 での砂糖生産を拡大させた46。また、人口増加 が見られた八重山にあっては、1732 年黒島から 住民を石垣島に強制移住させ新村を創設し、小 浜島からの強制移住によって高那村を創設する など 1757 年までの間に住民の強制移住を伴う 14 村の創設を行って、人口と土地の不均衡を是 正し、貢租の確保を図っている47。

- (注) 強制移住に伴う悲話が残るほか、移住先での マラリア禍によって廃村に至る所もあった。
- (4) 薩摩の要求と宮古・八重山への影響

1611 年 (慶長十六年)、薩摩藩は布を中心と する特産物を上納するよう要求した。それは、 国頭地方の特産物である芭蕉布であったり、宮 古島特産物の上布等を指すことに他ならない。

1628年、『八重山島年来記』所収の「掟」に 次のような項目があり、王府が薩摩の要求を受 けて八重山に対して賦課した内容が分かる。(以 下は一部分のみである。)

「一 尺直上布 長サ拾壱尋 はゝ一尺八 寸也 寸・尺々木有

- 右之上布 日本よ里被仰付候御手形ニ 而候間 能々念ヲ入可仕候
- 一 尺直下布 長さ七尋 はゝ一尺四寸也 尺木右同
- 一 から苧畠 男頭数ニ五畝ツゝ作立 女 衆ニ相定候上布・下布可仕様申付事」

この他に胡麻や馬の尻尾、牛の皮、牛を年間 20 疋、鯨のフンなどの上納のほか、造船作業、 「上・中・下之男女頭数二公役申付」との諸賦 役等を課す旨定めている48。

(注) この『八重山島年来記』の記述により、『御財政』『里積記』が 1636 年に初めて人数改めを行いその翌年から頭懸の配当をした旨記していても、人頭税が 1637 年から始まったということはできない (1628 年にはすでにあった)事が明らかになる。

『御財政』によると、宮古島について、1625年に故玉那覇親雲上(=ペーチン・王府での身分)が物成を査定したとき、納栗 2,154 石余とし、この内から「反物御用分」は買い入れることにしたとある49。また『里積記』は、寛永の盛増後の貢租について、納栗 3,367 石余とし、内 2,216 石相当分は布代を含むとしている。

その布の量は、次のとおり。

直上布 2,411 疋 本上布 116 反 直下布 2,228 疋 本下布 314 反 計 5,069 反 (『御財政』)

八重山について『里積記』は、納米 2,326 石、内 1,502 石は布代として、宮古島同様に布を買い入れている。その量は次のとおり。

直上布 1,226 疋 本上布 46 反 直下布 2,136 反 本下布 175 反 計 3,583 反 (『御財政』)

これらの布の反数と薩摩藩の要求を比べると、上布 6,000 反の要求に対して約 3,800 反、下布 10,000 反の要求に対して約 4,800 反程度しか調達できておらず、薩摩からは少なくてもとりあえず納入し、不足分は同対価のもでもよいとの前述の申し入れに繋がる。

また、芭蕉・唐 苧などは先島以外の諸間切に 賦課されたが、間切によっては植え付けせずに 現品を他から買い付けて上納する所もあり、「百姓致迷惑」していたとあり、やがて米による代納へ移行していく50。

(5) 定額人頭配賦

『御財政』によれば、宮古島について、順治 16 年 (1659 年)「故喜屋武親方 (ウェーカタ=王府の身分)渡海ニ而物成究之時、栗反物共数量相極人数之増減無構定納被申付置候」とあり、栗・反物は人数の増減に構わず、定納を申し付けた。理由は定かではないが、これまでは「人数によって穀物・反物ともに多少することがあった」といっていることから、人数に量を掛けて上納総量を決める方法では、年によって上納量が不安定であり、貢租を安定的に確保したいというのが理由と推測される。

この定額は、①村を上・中・下に区分、②人を男女各上・中・下・下々に区分③布・唐の耕作地を上・下に区分して、これをマトリクス状にした上、いわば指数化して各村に割付けられた。定額を配分するための、つまりは"割り勘"の負担配分を決めたものである51。

貢租配分表52

宮古 (穀物) (布) 上村 中村 下村 上村 下村 14 上男女 上男女 12 中男女 上男女 中男女 上男女 10 下男女 中男女 上男女 下男女 中男女 8 下々男女 下男女 中男女 下々男女 下男女 下々男女 6 下々男女 下男女 下々男女 4

(注) 同様に、八重山についても配分のための区分 を決めている。

14~4 までの数字は、定額を割付ける際の比率を算定するための指数とも言うべき性格のもの(部という単位で表している。)。 男女は、上21~40歳・中41~45歳・下46~50歳・下々15~20歳と区分。

これらを総称して「正頭」(しょうず)という。

(注)『里積記』両先島上納之事の記述

「宮古嶋上納之儀、・・・・万治二己亥年 (1659) 喜屋武親方渡海ニて物成究之時、穀 物反物雑物とも人数増減無構量数御定、頭懸 之致様ハ、村々地方上中下ニ応し穀ニ上中下 を付、又布ハ唐苧敷之上中を究て布ニ上中を 付、又男女之上中下下々四段二差分ケ、石上 之村上男女拾四部、位中之村拾弐部、位下之 村十部頭ニ〆下男女迄二部引ニて、下々男女 ハ四部ニ定メ、布上之村上男女拾弐分頭ニ〆、 右之格ニ準し候。右之通取立上納配分有之候。 雑物之儀ハ宝永七庚寅年(1710年)、奥武親 雲上渡海ニて調部之時、弐度夫ニテ相調候筋 ニ被定置、于今其通邇ニて候。

但、頭数取立様ハ、札改切を以男女共拾五歳より五拾歳迄、病者片輪無構取立、上中下下々四段ニ差分、男ハ相穀物、女ハ白上布相懸、此外白中布ハ白下布、男女ともニ相懸上納有之候。」

「八重山嶋上納之儀、米取立様然と不相見得由候。然処宮古嶋之格ニ〆、納米之内より反物御用分代引合ニて取立、頭懸之配当ニ被仰付置候。頭懸之致様ハ,布穀に上中下を付、布穀上之村上男女十六部頭ニ〆、中下之村下々男女迄三部下ヶニて取立上納配分有之候。但、雑物之調方莽改数取立位付之儀、宮古嶋同断。」

(6) 本島と先島

上記1で見たように、琉球本島では上・中・下に区分された耕作地ごとに、また耕作物の種類ごとの区分に沿って、農民の年齢や労働力に応じて、間切ないし村ごとに地割が行われ、納税義務を負う間切・村の貢租の総体を地割という形で割り勘していた。地割の起源に関しては原始社会の土地共有とする説と、薩摩侵略以降加重された貢租を地人が平等に負担するため発生したとする説とがあるが、いずれにせよ宮古島を除いて明治期まで存続した。

その特徴は以下のようなものであったが、先 島の人頭税とはバリエーションが異なるものの、 実態は人頭税に他ならないものであった。

- ①持ち地の配当のあり方は、各村の共同体的規則・慣習の下で多様であった。
- ②年齢別・男女別の配当は、15歳前後以上を基準に行われていた。
- ③持ち地の配当に係る意思決定が、村掟・頭・ 惣代・各戸主1名等の会合を通じて行われてい た53。

『御財政』には、「諸細工 辞職人上納」の項に、以下のような人頭課税が行われていたことを記

しており (一部の例のみ挙げる。)、王府では人 頭税が基本であることを物語っている。

畳細工14人 1人につき年に3貫文

皮細工 2人 1人につき年に3貫文ツゝ

御簾細工2人 1人につき年に3貫文ツゝ

紺屋 45人 内20人首里、20人泊、13人那覇、

1人につき1ヶ月に2貫文

豆腐職 166 人 内 140 人首里 1 人につき 1 ヶ月に 350 文ツゝ

26人那覇 1人につき1ヶ月に300文ツゝ 素麺職53人 内35人首里 1人につき1ヶ月に550文 ツゝ

18人那覇 1人につき1ヶ月に300文ツゝ 壺売職人7人 那覇 1人につき1ヶ月に200文ツゝ (合計813人、銭6,544貫493文)

一方、先島においては、本島地域が一応土地を基準としたのに対して、慶長の検地があったにもかかわらず、土地や面積を基準に賦課することが困難であった理由として、生産力が決定的に低く、低度利用の面積が多く、耕境が判然とせず、耕作されたりされなかったりする流動的な部分が多かったと推測する見解がある54。

(注) 根拠として、『旧慣制度』や『一木調査官取調書』に明治期の土地利用状況が記載され、当時においても低度利用の状態であった旨を挙げている。

いずれにせよ、地割の慣習のなかった先島の 仕置きにおいて、喜屋武親方が村を上中下に区 分し、かつ、男女を年齢別に四段に区分して、 この組み合わせによって貢租負担割合を配分し たのは、本島の地割制下での住民間の負担割合 に近いものになるよう基準を決めて、住民相互 間の負担の一応の公平を図る意図によるものと 考えられる。

ただし、「男女拾五歳より五拾歳迄 病者片輪無構取立」と、病人、障害者も構うことなく 1 人は 1 人としたため、各戸間のレベルでは過重な負担を負う者が必然的に出る仕置きであった。また、人口増減にかかわらず定額の配布としたため、人口が減少したり、台風等自然災被害があった場合にも負担が過重になることも当然であった。

(注) 八重山では、1659年の喜屋武親方の仕置き以

降の頃には、本島と同様な地割制がとられたものと考えられる。

地割の様子は、1842年石垣島・登野城村の『寅 年上納田地絵図帳』に残されている55。

(図2参照)

(7) 夫役と代銭

「里積記・日用銭之事」には、本島における 夫役に関して以下の趣旨の記述がある。「15歳 から50歳までの正頭に夫役を課している。以 前は病者片輪等は差し引いていたが、1679年か らこれらも含めて1人につき1貫文ずつ、夫銭 を課すと定めた。

その前は、百姓を『現夫遣い』して疲れているようなので、1667年両先島を除いて代米での納付を認めた。1680年から、『正頭夫』の取立ては(首里からの)遠近を考慮し、島尻、中頭地方は「1ヶ月に十分夫5日遣」、越来・読谷山など6間切は「1ヶ月に九分夫四日半遣」、国頭地方は「1ヶ月八分夫四日遣」と決めて夫銭を上納するよう定めた。」

「同・両先島夫賃米之事」の項には、以下の 趣旨の記述がある。

「両先島ともに以前は『現夫遣』していたが、 1729年から賃米納付を認めた。以後、百姓は繁 栄致したが、お構いなく、賃米の高は不変にし ている。もっとも、人員増加があるので 賃米の総量は増加している。」

また『御財政』には、「両先島では元々夫賃の上納は無かったが、1729年から『正頭取立五度遺』の内三度遺は地元に下され、二度遺を公儀遣いとして王府へ納めさせることにした。銭6234 貫 369 文 宮古島、銭 1884 貫 369 文 八重山島」旨の記述がある。

このように、元来本島・先島ともに夫役を課していたところ、夫賃に変更して、農民を農耕に向けさせ収穫量の増加を図ったことが窺われる。夫役の性格上当然ではあるが、人頭税そのものであり、かつ、本島・先島に共通の制度であった。

なお、本島と先島の「1 人当り貢納負担」の 軽重を比較すべきであるが、貢納物の違い(米 か栗か、芭蕉布か上布かなど)や間切りごとの 人口等が把握できないため、比較は困難であっ たが、次のような指摘があることを紹介する。

「先島地域だけに人頭税があり、それが過酷だったという論は、他面で沖縄本島地域の租税制度も『人頭税的』であることを無視しているし、また、そこでは過酷でなかったかのように論じてしまっている。しかし、過酷でない租税制度というものはなかなかないものである。」56

(注) 貢租の種類

薩摩侵略以後の貢租の種類を『旧慣租税制度』『御財政』によって見ると、次のとおりである。

①本租

形式的に慶長検地に基づく賦課(前竿)

②付加税

イ 賦米

薩摩での夫役の代わりに上納(仕 上世米の一部)

ロ 荒欠地出米

慶長検地以後、欠損地が生じ歳入 不足となったため、これを補うため 付加したもの。

後に開墾による収穫増があり、縮減。

ハ掛増米

寛永・享保の盛増による、薩摩へ の負担増に対応。

③特別税

イ 夫役銭

• 日用銭

15歳~50歳迄の者を徴発し労役に付していたが、1666年米での代納を認め、さらに1679年銭による代納を認めたもの。(役付百姓、地方役人、障害者を除く。)

• 請地夫銭

王府が士族に耕作地(請地)を与え耕作させ、夫役は百姓と同様に課したが、1667年銭での代納を認め、後に半額に軽減したもの。

• 作得夫銭

総地頭・脇地頭は村内の正頭を 各々年1回又は2回使役することが でき、使役しなかった分は銭で納め させた。

地頭の収入となるもの。

口 夫賃

古来先島で課していた夫役を、宮 古島は1710年に1カ月二度遣して 栗の代納を認めたもの。(後にその 一部を飢饉用の貯穀とした。)一方、 八重山は米を納めさせたが、1723 年正男の増減に関係なく一定額と したものの、その後一部は災害・飢 饉用の「用意穀」とし、大津波後の 1772年には、飢饉・疫病対策として 大幅減額した。

ハ 浮得税

芭蕉・唐苧・室藺(いぐさ)等11種の植物、船綱・塩等15の物件につき、現物納であったものを、一部は本租へ組み込み、1759年以後定額で納付させたもの。

ニ 在番出米

本島の7間切・各離島に王府から 派遣された役人14人の扶持にあて るもの。

ホ 牛馬出米

牛馬一疋当り銀2分余を掛け、その総額を各間切の牛馬の数によって割付たもの。

へ 浮得出米

1699 年、芭蕉・唐苧・室藺の 3 品につき、米での代納とするため敷地を検したところ、従来の現品の米換算分を上回ることとなり、その差額を追加したもの。

4 先島における悲惨の要因

(1) 天明の大津波

1771 年 3 月 10 日午前 8 時頃、地震が発生。 震源地は、石垣島の南南東 35 km、規模マグニ チュード 7.4 震度 4 であった。この地震は、海 底地滑りによるものとされ、その規模に比して 津波が大きかった。

この津波によって、八重山では与那国島を除いて全島で死者が出、その数は9,200人を超えた。宮古では、池間島・伊良部島・多良間島等にも被害をもたらし、死者は2,500人を超えた。

津波後の疫病、田畑の冠水による耕作地の減少・疲弊のほか、相次ぐ自然災害により、八重

山では、津波前に **29.000** 余人あった人口が約 ・**1879** 年コレラ流行 80 年後の 1854 年には 11,200 余人にまで減少 して行く57。

(2) 飢饉・疫病

琉球では、自然災害とその後に起る飢饉に苦 しみ続け、疫病の流行にも悩まされている。そ の主なものを列挙してみる。

・1709年 丑年の大飢饉

前年 10 月の台風被害に加え、旱魃が続き 田野は焦げ、稲は枯れ果てた。餓死者 3,199

この年首里城が火災で焼失。王府は、米 3,000 石を借、救済に当てた。翌年飢饉に備 えるための「御用意蔵」を設置。薩摩藩は銀 2万両と王城再建用木材1万9千本を贈った。

- · 1772 年 天然痘流行 高峯間切(豊見城市)から全県に流行。 死者 4,560 人。
- ·1776年 八重山で大飢饉 死者 3,733 人。
- ・1802年 八重山で疫病 死者 425 人。
- · 1816 年 大飢饉 死者 1.563 人
- •1825年 大飢饉 風旱重なり、人民飢餓に及ぶ。 死者 3,358 人。
- · 1827 年 大飢饉 死者不明。御蔵敷に在りて粥を煮て救済す。
- · 1832 年 大飢饉 暴風大いに起り旱魃虐を作し・・・飢を救 ふこと能わず。

死者 2,455 人。疫病死 1,473 人。

1838 年チフス流行

泊・北谷からチフス流行。死者 8,224 人。 八重山で風疹流行死者 636 人。その他の伝 染病死 1,996 人。

・1852 年宮古島子年の大飢饉 6月以降7回の暴風雨。島が潮で覆われ、 後に旱魃。

死者 3.000 余人。 王府は、 救助米 100 石、 翌年80石を貯穀から出す。

1854 年宮古・久米島で熱病 死者不明。

死者 6,400 人58。

これらの飢饉・疫病は宮古・八重山と特定さ れてないものも、この地域に被害を与えており、 先島のみ災厄を受けたものも甚大なものであっ た。特に明和の大津波は、宮古・八重山に致命 的な打撃を与え、以後大幅な人口減少をもたら し、人口が津波前の水準に戻るのは明治以後に なるという凄まじいものであった。

- (注)「蘇鉄之儀 凶年之補ニて候 一人ニ付三十本 宛之以例 年々植付」59とあり、飢饉の時には蘇 鉄で命を繋いだ。
- (注) 上記一連の災害以前にあたる 1660 年にも首里 城が焼失している。
- (注) 1666 年摂政に就任した羽地朝秀(向象賢)は、 王府の意識改革と質素倹約策を進めるとともに、 薩摩藩から仕明地(新田)開墾の許可を取り付 け、耕作面積を拡大させた「羽地仕置」。その結 果、総人口が約14%増加するなど、農業生産の 向上を見ることができた時期もあった60。

(3) 寄百姓

17世紀末期から18世紀にかけて、百姓の一 部を他の村・地域へ移住させる「寄百姓」と呼 ばれる強制移住が行われた。以下のようなケー スに分けられる。

- 一方の村が人口過多、他方が人口減少とな った場合、村としての規模を確保するため、 人口の出入りをさせたケース。
- 可耕地を開墾するため、必要人員を移住さ せるケース。
- ・ 自然災害などで人口が激減した村を再興さ せるため、余裕のある村から補填するケース。
- ・ 人口膨張の村から人口を割き、分村して新 村を建てさせるケース。

多くは島役人の申請を王府が認可すること により、行政的に行われた。王府にとっては、 村の適正規模の確保と貢租負担の安定化、耕地 の拡大の意図があり、島役人にとっては役職数 増加の意図があった。

八重山では、大津波以前は人口増加を反映し た寄百姓が多かったのが、大津波以後は人口減 少を反映した寄百姓が多くなる。

要するに、人口が減少しても貢租の免除はな

く、債務として累積し、結局は完納させられ⁶¹、 またそのためにも寄百姓が行われたものといえ る。

(注) 八重山では、1680 年頃約5千人であった人口が、その約100年後、大津波直前には3万人弱まで増加しているが、人口増加率の高い所は「黒島・新城島・波照間島」、やや高いのが「石垣四ヶ村、平得から白保」などマラリア非汚染地区であり、「裏石垣」や「西表島」などマラリア汚染地区の人口は、停滞していた。

なお人口増加は、主として農業技術の進歩と 食料である甘藷の普及によるとされる⁶²。

(4) 与世山親方八重山規模帳

大津波の直前にあたる時期に、王府は与世山親方を八重山に派遣し、実情を調査をさせ、その結果に基づいて八重山の役人たちに対して与世山親方「八重山規模帳」(1768年)を発出している⁶³。

ここでは、八重山の百姓を一層効率的に働かせて貢租の完納を目指し、一方では、地方役人の不正や私腹を肥やす行為を戒めており、農民が地元役人の不正行為に苦しめられていたことが明らかになる。

まず冒頭に、八重山は「年貢夫米等軽目」にしている、「御当地御不如意之砌御加勢米等」をやったこともある。土地の出実を増やすよう申し付けたつもりが、意外にも衰微して、上納もととのえかね、先々取り続け難くなっており、役人達を召し立てておいても詮無いことである。百姓は国の根本であり、国の用をよく達成させる事が至って大切である。百姓が衰微し諸事ととのわないのは国のわずらいである。とし、「役々其勘弁無之支私曲を構色々非法之事共取行連々風俗者猥ニ相成 百姓等自然ト相怠候ニ付而ハ島中猶以及衰微候儀必定之事候」と、役人達が私曲を構えては、百姓が怠けいよいよ衰微すると厳しい指摘をし、在番頭は細かいことまで指図せよと命じている。

王府は、上納を至上とし、役人が怠けているのが衰微の原因だとして、在番頭が一心に働かないのは言語道断で、もっときちんと百姓を監督すべきだとする。

役人に対しては、取立ての公正、開墾奨励、 百姓の私用禁止、非法な役人を百姓が横目へ訴 える権利を認容、惣横目が老体隠居なので首里 大屋子与人の中から選ぶ事、地頭の妻子の銀簪 を禁止する事など細かく指示している。

また、役人の不行儀すなわち、「村々に賄い女を抱えること」「百姓に野菜・肴を無償で所望すること」「家普請に無償で百姓を使役すること」などの例を挙げて役人の横暴を禁止した。

さらに、横暴の最たるものとして、頭懸けの 仕置きをした際「おゑか田」というものを廃止 して役人には挟持を支給しているのに、今なお 「おゑか田」を維持し、百姓を使役している、 「おゑか田之儀取揚 百姓等江可相渡事」と指 示して、扶持の二重取りとも言える私腹肥やし があったことを怒っている。

一方百姓については、「上納米不足の時は他村に足させ、借りた方の村は次の年利息をつけて返済するよう役人署名の証文を出させて、返済が滞らないように指示せよ。」、「返済できない者は、家財並びに身売りを以って弁償させよ。」と、厳しい取立てを指示するほか、「下人下女を身請けさせず子孫まで召し抱える習俗を(改め、)身代五石で身請けさせよ」「日の吉凶により葬式が3日もかかっているが、速やかに終了せよ。」「旅から帰ったときの祝いは、入港した当日だけにせよ。」「種子取り祭りの親類縁者を集めての宴会は家族だけで軽く行え。」など、所要の改革や質素倹約(相撲、御獄神事の禁止も含む)の指示等細部に及んでいる。

なお、八重山には間切がないため指示が徹底 しないとして、「石垣間切」「大濱間切」「宮良間 切」の三間切を立て、各所に地方役人を置いて 監督を強化しており、このために役人が増加す るという結果も招いている。

大津波の翌年(1772年)、王府から八重山在 番宛に発出された「御手形」(命令書)には、「年 貢を生き残った人数に加重して割付けていて、 この先心配なので、百姓が進んで働くよう言い 渡すべし」とし、負担の軽減などには触れず、 逆に一層の督励を行うのであった。記述は以下 の通り⁶⁴。

「其島之儀 大波以後物入差屯 年貢上納米 茂残人数江割重 百姓難儀之時節差当先様念 遺至極二候・・・・・尤其島盛衰之境節差当 別而肝要之砌候間 此涯随分思慮を廻シ百姓 引進働候様□□可被申渡候 此段申越候 以上

(5) 年貢反布

先島には、穀物の上納に代えて布の上納が課されていたが、布の製造過程は何段階もあり、すべての工程を一人で行うことができないため、人頭数によって算出された布の反数を各村ごとに割付け、分業によって布を製造するという労役賦課の人頭税となる。

その様子については、『旧慣租税制度』と、その解説でもある砂川玄正氏「定額人頭配賦税制度下の年貢栗・年貢反布」に詳しいので参照する⁶⁵。

• 布別分担…

白上布士族正女紺細上布平民正女白中布士族正男・女白細上布平民正男・女白下布士族正男・女白縮布平民正男・女

・分業…撚糸、織り(染めは村内の専門の紺屋が行う。)

織り手には上人・中人、撚糸には下人・ 下々人をあてる。

・期間…8~9月から翌1月頃 180日間

士族が担当する白上布などは、各家で織らせ、村役人が時々検査を行った。

一方、熟練の平民と助手(手叶)が担当する 紺細上布・白細上布・白縮布は、村番所構内の 貢布小屋へ毎日通って、村役人監視の下で織り 方に従事した。その態様は、あたかも強制労働 に外ならず、暑さと暗さの中での奴隷的労働を 強いられ、村役人の横暴に耐えかねる様子が想 像される。

明治期ですら、「皆各村/織場=集リ暗黒=シテ床 持矮屋=機抒ヲ構へ 十数人一舎= 雑居シ布筑/監督ヲ受ケ織立=従事シ 多数/幼児ハ母ヲ慕テ舎外=群 集シ頗ハロ囂(けんごう)ヲ極ム 其状獄舎=似タリ」 (『一木調査官取調書』) という有様であった。

(6) 貢租負担者の不均衡

人頭定額配賦の"割り勘的制度"下では、貢租の総量は不変であり、各戸にどのように配分されるかが、人々にとっては問題となる。

1659 年喜屋武親方の仕置きでは、15歳~50

歳までの者は障害者等も健常者と区別なく賦課の基礎とされたため、障害者等を抱える者は過重な負担となったが、1768年の「与世山親方規模帳」(47項目目)には、「諸村正頭取締帳 正男女病者片輪致差引位付ニ而 正月十日限勘定座江差出」とあり、正頭の名簿作成に当たり病者片輪は差引くようにとの指示があるところから見ると、この頃には、病人・障害者等は頭数から除外されて、"割り勘"の対象から外されていたと考えられ、障害者等を抱える者にとっては、その負担が他の村民に分散されるメリットがあったと言える。

しかし、おゑか人とよばれる地方役人も負担 免除者であったため、その数が多ければ負担が 増えるという歪みをもっていた。

明治 26 年、人頭税廃止を訴えるため、宮古 島農民とともに上京した中村十作の声が報知新 聞に掲載されたが、そこには当時の宮古の役人 の数等について、以下のような数字が掲げられ ている。

「島役所長や警察署長などのほかに、地元の 人間で組織する蔵元に、

頭 3人、大目差・脇目差 各1人、本・仮 筆者 126人 計 131人

三十六の番所に、

首里大屋子 5 人、与人 31 人、目差 36 人、本筆者 72 人 計 144 人 その他をあわせて、合計 340 人。

このほかに、各番所の小使い等俸給を得る者は、756 人にのぼり、さらに、死亡した役人の子孫への支払い(恩給類似のもの)を受ける者数百。166

明治期の役人数(恩給類似受給者を含む)は、最大限に拡大したものと考えられるが、当時35,000 の人口に対して800 人を超える役人及びこれに準じる者がいたのであり "割り勘的"定額人頭配賦の制度下では、非負坦者の増加は、農民の過重な負担に直結し、そして明和の大津波、飢饉、疫病等の災厄を経るごとに、つまり明治期に近づくほど、負担者の割合が低下してさらに負担が過重になるという悲惨を招くこととなった。

(注) 人口増加以前の 1647 年の八重山における人口 と貢租負担者の内訳が、以下のように示されてい る (病人・障害者は除かれていない。) 67。 総人口 5,482 人 うち 頁租負担者 1,819 非負担者 3,563 (坊主 3人) (老人 994人) (童 1,453人) (盲 94人) (はす=逃散者 683人) (おゑ化=地方役人 336人)

(7) 大津波から85年

大津波から 85 年が経過した 1856 年、王府は 翁長親方を総奉行とする「宮古島八重山島御検 使」を派遣し、実情調査を行っている。

「其島之儀多年疲来候上 近年飢饉災変等打 続 人居太分相減島中一体所俗悪敷相成年貢諸 上納調兼 百姓極々及難儀候由聞へ之趣有之甚 以御念遣之御事ニ而」と、飢饉・災害が打ち続いて人口もだいぶ減り、年貢諸上納もととのえかねているといい、百姓が極く難儀していると聞くので、調査すると言っている。

また、負担の軽減をしたことを窺わせる次の 文章があるが、趣旨は負担の軽減をした(差引 仰付)のであるから、諸事質素倹約に心掛けよ というものであり、何をどの程度軽減したのか は不明である。この時期は明治維新の 12 年前 であるが、明治期の両先島の状況から考えても、 王府がこの調査によって大幅な負担軽減をした とは思えず、僅かな配慮にとどまったと見るべ きであろう。

「両先島之儀 近年飢饉災変事打続極々疲入 年貢上納物を茂調兼候付 急度疲方立直候様ニ ト之思召を以 御検使等被差渡 折角差引被仰 付候砌柄ニ候得バ 諸事質素節僕之取計無之候 而 不叶事候間(後略)」⁶⁸

5 薩摩藩の内情

薩摩藩は、関が原の戦い以後薩摩・大隈・日向三国に押しやられ、戦国期以来多数の家臣を抱え、財政窮迫の状況にあったが、1614年以来の度重なる上洛、1615年江戸桜田藩邸の焼失、参勤交代、藩主の江戸居住等の出費により、1616年には負債残高が2万両に達し、従来の百姓に対する二分出銀の賦課では足りず、家臣団に対する一匁銀(翌年から二匁)賦課の策をとるに至った。しかるに財政は好転せず、1630

年には負債 14 万両となり、琉球を通じた対明 貿易の利益を狙い、1631 年琉球在番奉行を置いて「唐一倍(貿易による収益は原価の倍になる)」といわれる進貢貿易への参加を開始する。(薩摩の最初の投資は2千両。)

ただ、進貢貿易では、高値で粗悪品(生糸)をつかまされたり、詐取されたりと思うような成果をあげることができず(琉球側の蔭での妨害工作も想定される)、負債は累増し1640年には34万両余に拡大している。その後も一時期順調ではあったものの、明から清への政変、海賊被害等により、確実に利益を手にすることはできなかった。

江戸幕府から薩摩藩に対しては、江戸城西ノ 丸の手伝い普請(1648年)、内裏外囲の築造手 伝い上納金(1654年)が命じられ、江戸藩邸の 焼失(1657年)も重なり、藩財政は破綻に至っ た⁶⁹。

銀山の開発、万治内検(1656~59年)・享保 内検(1722年)により、財政の改善が図られた が、1750年代には、銀産出量の減少、木曽川治 水工事、藩主島津重豪による造士館・演武館・ 医学館等の建設、三女茂姫の一橋家への入輿、 一橋家からの将軍就任など、膨大な出費により、 1827年までに500万両の負債が累積した。

その過程で、家臣団への賦課の強化、農民への貢租の加徴・耕作への監督強化が進められ、 貢租の率は8割を超え、耕作の全過程に亘る検 者の巡回・監督、他村への農民の強制移住など も行われている70。

さらに、調所笑左衛門によって始められた、 天保年間 (1830年~)の改革は、藩債の実質的 踏み倒し、三島砂糖惣買入 (奄美大島・喜界島・ 徳之島砂糖専売)、幕府の目を意識しながらの密 貿易が中心をなしており、とくに三島の砂糖に ついては、"黍一本首一つ"と言われるほど苛烈 な監督が行われ、作付け強制と、男 15~60歳・ 女 13~50歳への耕作地強制割り当てが実施さ れた。

このように、藩の膨大な負債の反動として、 藩内農民は絞るだけ絞られるというより、実質 的には農作業する奴隷の如き扱いになっていっ た。

6 まとめ

琉球における貢租制度は、古琉球時代から人 頭税又は人頭税的配賦ということができ、その 源流は朝貢船で明に渡った王府の高官によって 学習されたであろう明の「租・搖・調」であっ たと思われる。本島では、地割制の下で間切・ 村内の頭数に耕作地を振り分けるという形で人 頭配賦し、夫役も課され(搖)特産物も徴収(調) していた。

宮古・八重山でも、王府の直接支配に入った ことと、中央集権が進められる過程で人頭配賦 の方式が持ち込まれたのも自然なことと言え る。

ただ、王府による土地の把握状況、現地での 耕作・収穫の状況から、同地域は本島と同様な 地割の方法がとれず(その後八重山には地割を させた)、貢租総額を頭数を基礎として算定す る方式となったこと、また上納額の安定のため 人口増減に拘わらず"定額"とした上で人頭配 賦とする"割り勘的"制度としたことに特徴が あると言えるが、いずれにしても人頭税のバリ エーションの一つであった。

したがって、『御財政』や『里積記』が「1636年に人口調査をし、翌年から『頭懸』した」と記しているからといって、宮古・八重山に固有の人頭税が導入されたかのようにとらえることはできず、本島とまったく同じ方式をとれなかったというに過ぎないものであり、人頭税の起源はいつからかといった議論はあまり意味をもたないものと思われる。

人頭税は過酷であったという一般的な見方の ほかに、「人頭税は過酷ではなかった」とする 説があるが、いずれも単純に過ぎるのではなか ろうか。

人頭税とは、貢租をどのように課し、どのように徴収するかという方法の一つであり、どの位の大きさの収奪をするかということとは別に考えなければならない。本土ではいわゆる「代懸け」が行われていたが、「代懸け」という方法であれば過酷ではないというものではなく、その代(率)が四公六民なのか七公三民(薩摩藩は八公二民)なのかによって過酷かどうかが決まるのである。

そうであれば、定額人頭配賦型の賦課・徴収

方式は、負担者人口の増加局面では軽く作用し、逆に減少局面では過酷に作用するのは当然となる。したがって、その時代々々においてきつさを見るべきであり、人頭税=過酷という図式で「宮古・八重山は 260 年余にわたって人頭税のために苦しめられた」と一言でいい切るのは単純化し過ぎであり、歴史を時の経過を追って縦長にみていく必要がある。

明治期、中村十作と宮古農民らが人頭税廃止のため立ち上がった頃、宮古・八重山の悲惨は目を覆うものがあったことは否定できないが、八重山の1647年の人口が5千人強であったのに対し、1771年の大津波直前のそれが3万人弱まで増加していることからも、大津波までは明治期の悲惨さほどではなかったものと推測できる。

結局、大津波の被害で人口の1/3が失われ、その後の世界的異常気象によってもたらされた 飢饉・疫病等で頭数が大幅に失われて行ったために、定額人頭配賦型貢租は農民にキバを剥く ことになったのである。また、布を上納するという典型的な労働賦役型人頭税も、人口の減少に応じて負担が過重になることが免れない性格のものである。

さらに王府は、災害・飢饉・疫病が打ち続く中、大幅に時が経過したのちに、僅かな負担軽減を行ったものの、百姓への締め付けは強められ、加えて、王府でさえ怒りを顕わにするほど、地方役人の横暴と私腹肥やしが横行し、さらには役人及びその子孫などの貢租非負担者の増加等によって、ゆがみが増幅して、年代が下るにつれて負担が増大したものであり、明治維新前の約100年間において両先島の悲惨は頂点に達したと言えるのである。

一方薩摩藩は、累積債務に悩み、藩内農民も 琉球から割譲した奄美大島などの農民に対し ても容赦のない苛斂誅求を行い、農民は農奴化 されていたと言って過言ではない。

琉球王府は薩摩藩からの盛増などの要求に対し、したたかな外交を行って一定の成果を収めてはいるものの、最終的には負担増を呑まされており、琉球王府も薩摩藩の影響を何がしか受けて、農民の管理強化(農奴化)に突き進ん

だものと思われる。

最後に、松尾健司氏「極限のいしぶみたち(4)」(税大通信 58.3.1)の記述に触れたい。 氏は、「(人頭税石)子供の身長がその石の高さに達すると税を課す基準とした石。・・・・・・・ 宮古島には人頭税石がある。・・・宮古・八重山などに人頭に割り当てる税制が実施されたのは寛永三年(1637年)のことで、この悪制はその後二世紀半にわたって住民を苦しめ続けた。」と述べている。

「寛永三年・・・その後二世紀半」云々に関しては、先記のとおりであるが、人頭税石と呼ばれる石について、当該石の横に平良市が"「人頭税石」というのが分けても有力な伝承とされている"との看板を掲げていることもあって、人頭税に関係する石であると理解されるのが一般的である。

このいわゆる「人頭税石」は「ブバカリ(賦量)石」と呼ばれたために、人頭税と結び付けられたものであるが、近年では次のように完全否定されている。

「<ブ・バカリ石>と多くの共通点を持つ (宮古島) 城辺町字保良の七又に存在する二基 の<ウンヌナック=鬼の杵>を視野に入れて検 討しなかったうえの誤説とみなすべきであろう。 <ブ・バカリ石>及び<ウンヌナック>の合計 三基の石の基本的な共通点は、①立石の高 さ②石質③立石の根の長さ④立石の傍に存在す る低い石の高さ⑤その石質⑥立石と低い石の間 隔、等々に認めることができる。一方、<ブ・ バカリ石>の本来の位置は、現在の位置よりも 約 2.8m から 3mほど西であったといわれる。 他方、その石に付随する低い石を本来 7mから 9mほど西、すなわち海よりに位置していたと 仮定するならば、新たな共通点が、また生じる。 それは、⑦水平線と低い石及び高い石のそれぞ れの先端を結ぶ線の作る角度が、15度から17、 18 度程度であるということ、⑧低い石から高い 石をのぞむ方位は東を中心として東北東から東 南東へかけてであるということ、の二点である が、この新たに加わった二つの共通点は、それ らの石が天空上の物体を計測するための石であ ったことを想定させる。」71

これほど詳細な検討を加える前に、宮古島と

いっても交通手段のない時代にあっては、相当な広さであり、石がいくら蔵元跡地に近い場所にあるとは云え、島じゅうから村人(子供)を集めて、背を測ったという滑稽なシーンは想像できず、背を測るなら同じくらいの長さの棒でも持って村に出かけるのが常識的と言えるし、何より、宗門改めを実施しているのであるから、年齢をはじめとする人別データ(戸籍)は揃っていたはずであり背など測る必要はなかったのである。

人頭税に関する税務大学校の論文を検索したところ、冒頭に掲げた税大通信の二編のほかは、竹富島の喜宝院蒐集館・上勢頭芳徳館長の「八重山竹富島の人頭税」(税大通信1994.12.1)があった。上勢頭氏は地元にあって、八重山人頭税廃止百年記念事業期成会事務局長をつとめられるなどされ、人頭税に関して造詣の深

い方であり、正確な記述に努めておられ、非常

沖縄には固有の歴史があり、独自の王朝が独 自の文化を持って存在していた。その根幹をな す貢租について、より正確な認識を持つことが 「琉球」を理解する上で重要なことではないか と考えている。

に参考になる。

¹ 黒島為一「人頭税近世起源説・両先島限定説は誤解—『御財政』から生じた誤解」『あさばな』38 頁 (八重山人頭税廃止百年記念事業期成会、2003)。

² 黒島為一「人頭税」『新琉球史・近世編(下)』138 頁(琉球新報社、1990)。

³ 新城俊昭『高等学校 琉球・沖縄の歴史〔改訂版〕』 38頁(沖縄歴史教育研究会、1997)。

⁴ 梅木哲人「近世農村の成立」『新琉球史・近世編(上)』 200 頁(琉球新報社、1989)。

⁵ 来間泰男「近世先島の人頭税と琉球の租税制度」 『近世琉球の租税制度と人頭税』37頁(日本経済評 論社、2003)。

⁶ 梅木哲人「近世農村の成立」『新琉球史・近世編(上)』 201 頁(琉球新報社、1989)。

⁷ 前掲注 5、36 頁。

⁸ 山本弘文『南島経済史の研究』31 頁(法政大学出版局、1999)。

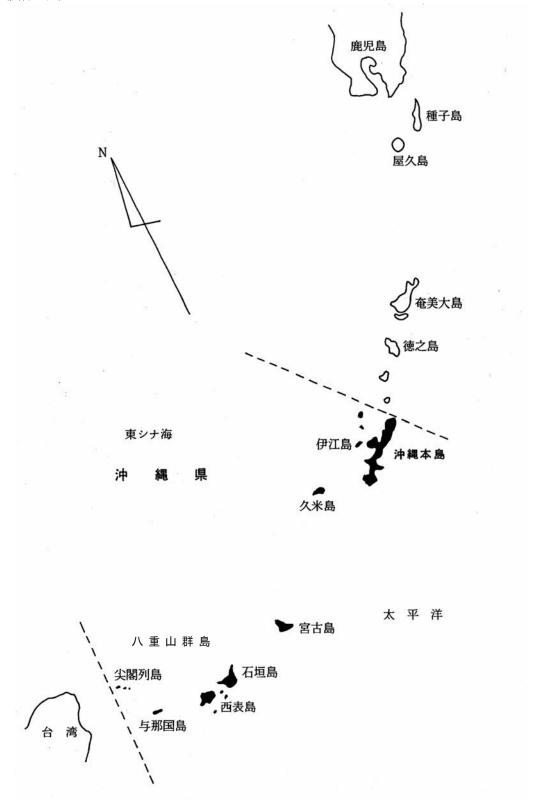
⁹ 琉球政府編『沖縄県史第21巻 沖縄県旧慣租税制度』189頁~191頁(琉球政府、1968)。

¹⁰ 前掲注 9、214 頁。

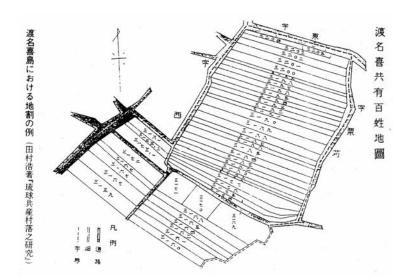
- 11 山本弘文「石高賦課と人頭賦課―琉球王国の貢租制度について―」『近世琉球の租税制度と人頭税』6 頁(日本経済評論社、2003)。
- 12 琉球政府編『沖縄県史第4巻 一木書記官取調書』217頁(琉球政府、1972)。
- 13 安良城盛昭『新・沖縄史論』12頁(沖縄タイムス 社、1980)。
- 14 小野武夫編『近世地方経済史料第九巻』 361 頁 (吉川弘文館、1932)。
- 15 前掲注 5、38 頁。
- 16 高良倉吉『琉球王国の構造』65 頁以下(吉川弘文館、1987)。
- 17 前掲注8、204頁。
- 18 前掲注14、58 頁以下。
- 19 小野武夫編『近世地方経済史料第十巻』295頁。
- 20 前掲注3、64頁。
- 21 前掲注 3、66 頁以下。
- 22 下地薫『宮古の民族文化』44 頁(琉球出版会、 1975)。
- 23 前掲注3、51頁。
- 24 前掲注8、192頁。
- 25 前掲注8、31頁。
- 26 前掲注 5、21 頁。
- 27 沖縄タイムス社 『沖縄大百科事典(中)』 118 頁(沖縄タイムス社、1983)。
- ²⁸ 崎浜秀明編『沖縄旧法制史料集成・第3巻』142 頁(弘進社、1971)。
- 29 前掲注 1、22 頁。
- 30 前掲注1、22頁,25頁。
- 31 前掲注 2、135 頁。
- 32 前掲注11、28頁。
- 33 那覇市『那覇市史資料編第一巻二 御当国高並諸 上納里積記』(以下『里積記』) 21 頁 (那覇市、1970)。
- 34 前掲注3、594頁。
- 35 平良市『平良市史 第四巻』93 頁(平良市史編さん委員会、1978)。
- 36 前掲注13、10頁。
- 37 『沖縄大百科事典(上)』 **425** 頁(沖縄タイムス社、**1983**)。
- 38 『里積記』69 頁。
- 39 『沖縄大百科事典(中)』319 頁(沖縄タイムス社、1983)。
- 40 前掲注8、31頁。
- 41 『里積記』8頁。
- 42 『里積記』1 頁<解説>、17 頁。『沖縄大百科事典 (下)』680 頁(沖縄タイムス社、1983)。
- 43 『里積記』25 頁~26 頁。
- 44 前掲注8、40頁。
- 45 前掲注 9、192 頁。
- ⁴⁶ 『沖縄大百科事典(中)』**42** 頁(沖縄タイムス社、**1983**)。

- 47 前掲注 46、120 頁。
- 48 平良勝保「近世先島の石高と貢租」『近世琉球の 租税制度と人頭税』112 頁(日本経済評論社、2003)。
- 49 那覇市『那覇市史資料編第一巻十 琉球資料(上) 琉球雑記』(以下『御財政』) 152 頁(那覇市、1989)。
- 50 『里積記』 40 頁。
- 51 『御財政』153 頁。
- 52 前掲注 48、123 頁。
- 53 坂本忠次「旧慣時代沖縄県の間切島の租税構造と 人頭割課税」『近世琉球の租税制度と人頭税』189 頁(日本経済評論社、2003)。
- 54 前掲注 5、58 頁。
- 55 八重山人頭稅廃止百年記念事業期成会『八重山人 頭稅廃止百年記念展』9頁(八重山人頭稅廃止百年記 念事業期成会、2002)。
- 56 前掲注 5、16 頁。
- 57 崎山直「明治『旧慣温存』期八重山の人頭税問題」 『近世琉球の租税制度と人頭税』199 頁(日本経済評 論社、2003)。
- 58 末吉重人『近世・近代沖縄の社会事業史』33 頁(榕 樹書林、2004)。
- ⁵⁹ 『沖縄大百科辞典(中)』630 頁(沖縄タイムス社、 1983)。
- 60 前掲注 57、29 頁。高良倉吉「向象賢の論理」『新琉球史・近世編(上)』168 頁(琉球新報社、1989)。
- 61 仲宗根將二「近世宮古の人頭税とその廃止運動」 『近世琉球の租税制度と人頭税』224 頁(日本経済評 論社、2003)。
- 62 黒島為一「人頭税」『新琉球史・近世編(下)』150 頁(琉球新報社、1990)。
- 63 沖縄県立図書館史料編集室『沖縄県史料前近代 6 首里王府仕置 2』259 頁(沖縄県教育委員会、1989)。
- 64 石垣市『石垣市史叢書 11 御手形写抜書』11 頁(石 垣市、1998)。
- 65 砂川玄正「定額人頭配賦税制度下の年貢栗・年貢 反布」『近世琉球の租税制度と人頭税』166 頁(日本 経済評論社、2003)。
- 66 富田祐行『真珠と旧慣(下)』13 頁(近代文藝社、 1995)
- 67 中地哲夫「近世中期における人頭税制の若干の問題」『近世琉球の租税制度と人頭税』138頁(日本経済評論社、2003)。
- 68 那覇市『那覇市史資料編第一巻十 琉球資料(上) 万書付集』581 頁(那覇市、1989)。
- 69 上原兼善「貿易の展開」『新琉球史・近世編(上)』148頁(琉球新報社、1989)。
- 70 前掲注8、8頁。
- 71 前掲注 2、148 頁。

(関係地図)







(図2)

